

徳島県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島環状	徳島市川内町平石若宮一 四七番一地先から 同 二 三八番一地先まで	旧	一〇・一〇一・一・六	四一・五
			同	新	一四・八〇一・五・六	四一・五